

# 沖縄県立芸術大学情報セキュリティ基本方針

令和4年4月14日

(目的)

**第1条** 沖縄県立芸術大学情報セキュリティ基本方針(以下「基本方針」という。)は、公立大学法人沖縄県立芸術大学(以下「本学」という。)が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を確保するため、情報セキュリティ対策の基本的な方針を定めることを目的とする。

(用語の定義)

**第2条** この基本方針において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 情報資産 本学の保有する情報ネットワーク及び情報システム並びに電子データのことをいう。
- (2) 情報ネットワーク コンピュータを相互に接続するための通信回線網及びその構成機器をいう。
- (3) 情報システム 情報ネットワーク及びコンピュータを用いて、情報処理又は通信を行う仕組みをいう。
- (4) 電子データ 情報システムにより処理又は保管されるすべての電子的な情報及び記録媒体により保管されるすべての電子的な情報をいう。
- (5) 記録媒体 フロッピーディスク、ハードディスク、CD-ROM、磁気テープ等電子データを記録するための装置をいう。
- (6) 情報セキュリティ 情報資産の機密の保持及び正確性・完全性の維持並びに許可された利用者が必要なときに利用できる状態を維持することをいう。

2 以下の用語は、国際標準化機構が定めるものを引用する。

- (1) 機密性 情報にアクセスすることが認可された者だけがアクセスできることを確実にすること
- (2) 完全性 情報及び処理の方法の正確さ及び完全である状態を完全防護すること
- (3) 可用性 許可された利用者が必要なときに情報にアクセスできることを確実にすること

(適用範囲)

**第3条** この基本方針は、本学が保有する情報資産の生成、運用、管理及び利用に携わる以下の者(以下「構成員等」という。)に適用する。

- (1) 教職員 本学の常勤教職員及び非常勤教職員
- (2) 学生等 本学の学部学生及び大学院学生、留学生、研究生、委託生、外国人学生、科目等履修生、特別研究学生、特別聴講学生その他本学規程に基づき受け入れる研究者等
- (3) 委託事業者 契約により操作等を認められた者

(情報セキュリティ管理体制)

**第4条** 情報資産のセキュリティを確保するため、全学的な組織体制を整備する。

(情報資産の分類)

**第5条** 情報資産をその内容に応じて分類し、その重要度に応じた情報セキュリティ対策を行うものとする。

(情報資産への脅威)

**第6条** 次に掲げる情報資産に対する脅威の発生度合や発生した場合の影響を考慮し、情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

- (1) 操作を認められた者以外による故意の不正アクセス又は不正操作によるデータやプログラムの持出、盗聴、改ざん、消去や機器及び媒体の盗難等
- (2) 構成員等による故意の不正アクセス又は不正操作によるデータやプログラムの持出、盗聴、改ざん、消去や機器及び媒体の盗難、規定外の端末接続によるデータ漏洩等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害及び事故、故障等によるサービス及び業務の停止

(情報セキュリティ対策)

**第7条** 情報資産を、前条の脅威から守るため、以下の対策を講ずる。

- (1) 物理的セキュリティ対策

情報システムを設置する施設への不正な立入り、情報資産への損害及び利用の妨害等から保護するための物理的な対策を講ずる。

- (2) 人的セキュリティ対策

情報セキュリティに関する権限や責任及び被害の未然防止や抑制のため、構成員等が遵守すべき事項を明確に定め、構成員等に対する周知及び徹底を図るとともに、十分な教育・啓発が行われるよう必要な対策を講ずる。

- (3) 技術的セキュリティ対策

情報資産を不正アクセス等から保護するため、情報資産へのアクセス制御、情報ネットワーク管理等の技術的対策を講ずる。

- (4) 運用等におけるセキュリティ対策

情報システムの監視、情報セキュリティ対策の遵守状況の確認等に加え、ネットワーク通信の監視・異常通信の遮断を行うなど情報資産の運用等におけるセキュリティ対策を講ずる。

- (5) 緊急時におけるセキュリティ対策

緊急事態が発生した場合に、迅速かつ適切な対応が可能となるような危機管理対策を講ずる。

(情報セキュリティ対策基準の策定)

**第8条** この基本方針に基づき、情報セキュリティ対策を実施するに当たっての基本的な基準を明記した沖縄県立芸術大学情報セキュリティ対策基準(以下「対策基準」という。)を定めるものとする。

(情報セキュリティ実施手順の策定)

**第9条** この基本方針及び対策基準に基づき、部局等の長が所掌する個々の情報システムについて情報セキュリティ対策を具体的に実施するために、情報セキュリティ実施手順(以下「実施手順」という。)を定めるものとする。

(対策基準及び実施手順の扱い)

**第 10 条** 対策基準及び実施手順は、公にすることにより大学運営に重大な支障を及ぼすおそれのある情報であることから非公開とする。

(構成員等の義務)

**第 11 条** 構成員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行において、情報セキュリティに関係する法令等及びこの基本方針を遵守する義務を負う。

(情報セキュリティに関する違反への対応)

**第 12 条** この基本方針及び対策基準に違反した者については、その重大性、発生した事案の状況等に応じて関係規程に基づき懲戒処分の対象となることがある。

(情報セキュリティ監査の実施)

**第 13 条** 情報セキュリティ対策が遵守されていることを検証するため、定期的に監査を実施するものとする。

(評価及び見直し)

**第 14 条** 情報セキュリティ監査の結果等により、この基本方針及び対策基準に定める事項並びに情報セキュリティ対策の評価を実施するとともに、情報セキュリティを取り巻く状況の変化等を踏まえ、この基本方針、対策基準及び実施手順の見直しを行うものとする。

**附 則** (令和 4 年 4 月 14 日学長決裁)

この基本方針は、令和 4 年 4 月 14 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。